特定行為研修派遣助成事業の概要

１　目的及び必要性

○　団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年に向けて、限られた医療資源を有効に活用していくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師の判断を待たずに、手順書に定められている方法により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があり、平成２７年１０月に特定行為研修制度が創設された。

○　本県は、全国に比べ約１０年早く高齢化が進行しており、今後の更なる医療・看護ニーズの増大に対応していくため、患者の状態にふさわしいより良質な医療提供体制の構築が求められている。そのためにも、急性期医療から在宅医療等を支えていく特定行為研修を修了した看護師を育成していく必要がある。

２　事業内容

　特定行為研修に看護師を派遣する病院に対して、研修費用を助成する。

（１）対象となる者

　厚生労働大臣が指定する指定研修機関（全国３３８機関・県内６機関［山口赤十字病院、よしみず病院附属看護学院、山口大学医学部附属病院、山口県済生会山口総合病院、山口県立大学、関門医療センター］令和4年9月現在））において、特定行為研修を修了した者

（２）対象となる特定行為

　厚生労働省令で定める２１区分３８行為

（３）補助対象となる経費

　受講料（入学金、授業料、実習費）※入学検定料は含まない。

（４）補助率

　１／２（基準額　700千円）